

8.1.3 埋立方法

8.1.3.1 飛散防止のための措置

(1) こん包

廃石綿等のこん包は、十分な強度を有するプラスチック袋又は堅牢な容器を用いて行うこと。

【解説】

1. 廃石綿等のこん包は、十分な強度を有するプラスチック袋又は堅牢な容器を用い、積込・荷降ろし、埋立て等の作業条件を十分に考慮して、容易に破損等のおそれのないものを使用して行うこと。なお、こん包に用いるプラスチック袋等の詳細やこん包方法等については、「第5章 排出場所における保管 5.2 飛散防止 5.2.1 廃石綿等」を参照されたい。

(2) コンクリート等固型化

廃石綿等のコンクリート等固型化に当たっては、十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒又は成形したものを十分に養生すること、及び固型化作業に伴う石綿の大気への飛散を防止すること、等に十分留意しなければならない。

【解説】

1. コンクリート等固型化は、固型化作業に伴う石綿の大気への飛散を防止するため、廃石綿等の排出現場で行うのが望ましい。その他の施設で行う場合は、こん包の前あらかじめ湿潤化されていること、プラスチック袋等の開封から固型化に至るまで外気と容易に接触しない場所及び方法で行うものとする。(図8-4)

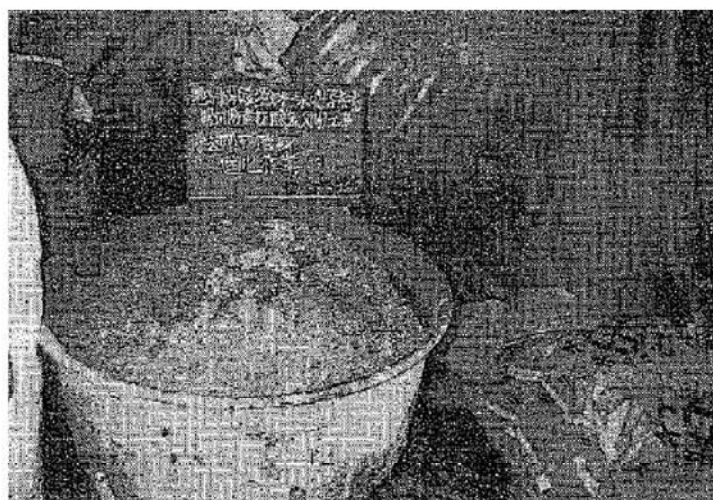


図8-4 コンクリート固型化作業

2. コンクリート固型化については、以下の要領による。

- (1) コンクリート固型化作業に際し、使用するミキサーの種類、配置、作業手順、養生方法等について事前に計画を立てる。
- (2) 配合比（石綿：セメント：水）は、石綿の種類、状態等により異なるので各現場で試験等を行い、事前に決定しておく。
- (3) 石綿と水硬性セメント等の混練に際しては、コンクリート固型化物に表面に塊状の石綿が露出すること等ないように十分混練させる。このためには、ローラーミキサー、スクリーミキサー等のある程度破碎・粉砕能力のある混練機を使用することが望ましい。
- (4) 養生中の混合物及びコンクリート固型化物の保管は、「第5章 事業場における保管」に示す特別管理産業廃棄物保管基準に従う。
- (5) コンクリート固型化物は容易に破碎されぬように、十分な強度を有していること。容易に破碎される場合、又は表面に塊状の石綿が露出している場合は、固型化されていない廃石綿等と同様にプラスチック袋等でこん包する。

8.1.3.2 埋立方法

① 廃石綿等は、最終処分場内の一定の場所において、廃石綿等が分散しないよう埋立てる。

(参)令第6条の5第3号ル

② 廃石綿等の埋立て方法は次の方法により行う。

- a. 場内にあらかじめ溝又は穴を掘り、その中に埋立てる。
- b. 埋立ては、袋又は容器に入れたまま行う。
- c. プラスチック袋は、破損しないようにし、できるだけ重機の使用を避けて埋立てる。
- d. 1日の作業終了後、埋立面の上面に厚さ15cm以上の覆土をする。
- e. 廃石綿等の埋立場所において転圧等のための重機等を使用する場合には、必要な厚さの覆土等を行い、プラスチック袋等の破損による石綿の飛散を防止する。
- f. 覆土材は、石綿を含むものであってはならない。又プラスチック袋を容易に破損させない形状のものとする。

③ 廃石綿等の埋立て完了後は、その上部全面に目印となるシートで覆うなどの措置を行った後、2m以上の厚さで覆土する。

【解説】

1. 廃石綿等の最終処分場における取扱いで最も重要な点は石綿の一般大気への飛散防止である。
2. 廃石綿等を埋立てる場所の選定にあたっては、搬入路の確保、跡地管理等を考慮する。又、廃石綿等が分散しないよう埋立てるとは、分画埋立てにより閉鎖後の最終処分場内で廃石綿等が埋立てられている場所を特定しやすくするためである。
3. 溝又は穴に埋立てることとしたのは、作業用重機等によるプラスチック等の破損を防止するためである。
4. 溝又は穴の容量は、搬入予定量によるほか、幅は狭く深さは可能な限り深くした方が破損防止には効果的である。なお、掘削作業に際しては、労働安全衛生法による規定を遵守する。
5. 埋立ては、溝又は穴に埋立てることを原則とするが、これと同程度の破損防止効果がある埋立工法を採用してもよい。例えば、埋立場所に十分な覆土や仮設養生材等を施工することにより、プラスチック袋等の破損を防止することもできる。

6. プラスチック袋又は容器に入れたまま埋立てるのは、石綿の飛散量を最小限におさえるため、重機使用の回避はプラスチック袋等の破損を防止するための措置である。
7. 作業終了後の覆土までの応急飛散防止措置として、投入前に袋・容器等が破損しているときには十分に水でぬらしてから埋立てる。
又投入時、袋・容器が破損し石綿が露出している部分には散水し乾かないようにするか、一時的な覆土を行う。
8. 1日の作業終了後に行う覆土は、風雨により消失しないようにするため厚さ 15cm 以上行うものとする。
9. 埋立跡地の再掘削による石綿の飛散を防止するため、万一再掘削された場合でも廃石綿等の埋立場所が確認できるように埋立場所全面をシートで覆う等、目印を設ける。
(図 8-5～8-8)

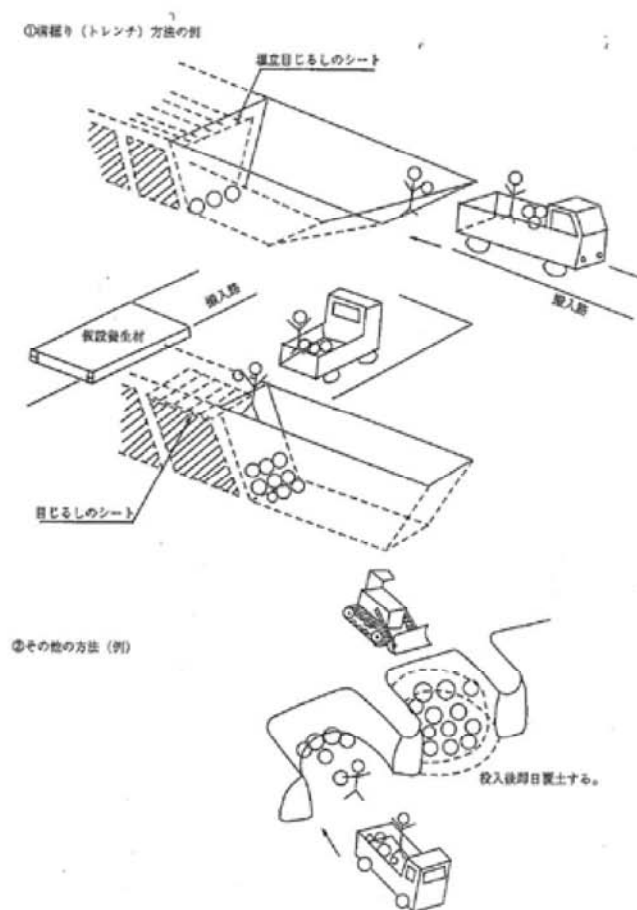


図 8-5 廃石綿等の埋立方法の例